光ディスクによる 給与支払報告書の提出の手引き

令和6年10月

京都市市税事務所市民税室法人税務担当

光ディスクによる給与支払報告書の提出に関するお問い合わせ先 各種申請(届出)書、光ディスクによる給与支払報告書の提出先

 $\mp 604 - 8171$

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1井門明治安田生命ビル5階

京都市市税事務所法人税務担当(特別徴収担当)

TEL (075) 213-5246

目 次

1	給与支持	公報告	i 書∉	の光 [、]	ディ	ィス	ク	等	に	ょ	る:	提	出	に	つ	い	て		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р		1
2	給報デ	ィスク	· の作	乍成.	及て	が提	出		•	•	•		•	•	•	•		•			•		•			•	•		Р		1
(1) 給報	ディス	ウク	の提	出対	寸象	者		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р		1
(2	2) 給報	ディス	っと	とし	て信	き用.	す	る:	光	デ	イ・	ス	ク			•	•		•	•				•				•	Р		1
(3	3)提出(こ当た	:つて	ての・	留意	ま事	項		•			•	•	•	•	•				•	•		•			•		•	Р		1
(4	.) データ	タの暗	号付	とに、	つし	いて	•		•	•	•		•	•	•	•				•	•		•		•	•	•	•	Р		2
(5																															2
(6	。)提出 <i>约</i>	先 •					•	•	•			•	•	•	•	•				•	•		•	•		•		•	Р		2
(7	')その作	也留意	事項	頁		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р		2
3	税額通知	印書の	作原	成及`	びぇ	乡付	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р		3
4	受給者	番号変	三 更ラ	ディ	スク	7 (T)	作	成	及	(Vi	是	出		•	•						•		•			•	•		Р		3
(1) 受給	者番号	一変見	更デ	イフ	マク	に	つ1	١,	T		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р		3
(2	2) 提出(の申込	、等	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р		3
(3	3) 受給	者番号	一変見	更デ	イフ	マク	0	提	出;	対	象	者		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р		3
(4) 記録(こ使用	する	る光	ディ	ィス	ク		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р		3
(5	 受給者 	者番号	一変見	更デ	イフ	マク	0	提	Щ		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р		3
(6	5) 受給	者番号	- の 変	変更:	がて	ごき	な	カゝ	つ ;	た	場	合		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р		4
5	光ディス	スクの)規格	各等	•		•		•	•	•		•	•	•	•				•	•		•			•	•	•	Р		4
(1) 光デ	ィスク	の規	見格	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р		4
(2	!) ファ~	イルの)仕様	羕等		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р		4
6	レコー	ドの内	容及	及び	作反	戈要	領		•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•		•		•	•	•	•	Р		5
•	給与き	支払報	告書	書デ	イフ	マク		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р		6
	1 レ	コード	このけ	内容	及て	が作	成	要	領		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р		6
	2 各項	頁目の	記録	禄に	当た	こつ	て	Ø)	留	意	事.	項		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	1	4
•	受給	者番号	一変見	更デ	イフ	マク		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Ρ	1	7
7	様式等-	一覧					•						•	•	•						•		•			•	•		Ρ:	1	8
	別紙1	代表	特別	別徴	収拿	复 務	者	申	請	書		•	•	•	•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	Ρ	1	8
	別紙 2	乙.欄	排行	数対:	象才	全 リ	ス	F																					Р :	2	0

<eLTAX(エルタックス)をぜひご利用ください>

e L T A X (エルタックス) とは、「地方税共同機構」が開発・運営する 地方税の手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。

京都市では、eLTAXによる給与支払報告書の提出を推奨しております。

e L T A X には、下記のようなメリットがありますので、ぜひ導入をご検 討いただきますようお願いします。

- 複数の地方公共団体への申告がまとめて一度にできます。 給与支払報告書のほかに、税務署へ提出する源泉徴収票についても、 e L T A X を利用して一括して作成・提出することが可能です。
- 窓口に出向くことなく、オフィスや自宅から申告できます。利用可能時間は平日の8時30分から24時です。休日の利用可能日(時間)は、eLTAXホームページでご確認ください。
- 市販の税務・会計ソフト (e L T A X 対応ソフト) のデータでそのまま 申告できます。
- eLTAXの利用料は無料です。 ※事前手続に必要な電子証明書の取得に際しては、別途費用が必要です。
- 電子なので、印刷代や郵送代がかかりません。
- e L T A X で給与支払報告書を提出いただくと、特別徴収税額通知を電子データで受信することができます。

令和6年度からは、特別徴収税額通知(納税義務者用)の受取方法として、電子データを選択できるようになりました。

令和6年度から、光ティスクにより給与支払報告書を提出された事業所にお送りしている特別徴収税額通知の内容を収録したティスクの送付を終了いたしました。電子テータでの通知の受け取りにはeLTAXのご利用を!

● 地方税共通納税システムにより電子納税ができます。e L T A X の地方税共通納税システムを利用し、インターネットバンキング・ダイレクト納付やA T M で納税ができます。

⇒利用方法については、 e L T A X ホームページをご覧ください。 https://www.eltax.lta.go.jp/

1 給与支払報告書の光ディスク等による提出について

給与支払報告書は、一定の条件を満たした場合は、光ディスク(CD-R、DVD-R)又は磁気ディスク(FD、MO)等(以下「光ディスク等」といいます。)により調製して提出することができます。

※なお、京都市では、磁気ディスク(FD、MO)での提出には対応できませんので、ご 注意ください。

税務署への源泉徴収票をe-Tax(国税電子申告・電子納税システム)または光ディスク等による提出が義務付けられた給与支払者(注)である場合は、平成26年1月1日以降に提出する給与支払報告書についても、エルタックス(地方税ポータルシステム)または光ディスク等による提出が義務付けられました。

(注)源泉徴収票をe-Tax (国税電子申告・電子納税システム)または光ディスク等による提出が義務付けられた給与支払者とは、基準年(前前年)に税務署に提出すべき源泉徴収票が100枚以上である給与支払者をいいます<u>(令和</u>3年1月から、1000枚以上であったものが、100枚以上に引き下げられました。)。

2 給報ディスクの作成及び提出

(1) 給報ディスクの提出対象者

前年中に給与の支払を受けた方のうち、1月1日現在、京都市内に住所を有している方です。(退職者、乙欄給与適用者を含みます。また、退職者については、退職日現在に京都市内に住所を有していた方も含みます。)

- (2) 給報ディスクとして使用する光ディスク 給報ディスクとして使用する光ディスクは、貴事業所で御用意ください。
- (3) 提出に当たっての留意事項

ア 光ディスクは、正本と副本(各1枚、計2枚)を作成して提出してください。 イ 提出する光ディスクには、レーベル面に以下の記載事項を、油性のフェルトペン 等で記載していただくなど、読取面を傷つけないように記載してください。

- ① 提出先市町村名
- ② 提出者名

記載事項

- ③ 提出者住所
- ④ 指定番号
- ⑤ 提出件数
- ⑥ 提出年月日
- ⑦ 正本・副本の区別
- ⑧ 総枚数及び一連番号(○枚のうち△枚目)
- ウ 複数の給与支払者の給与支払報告書をまとめて1枚の給報ディスクで提出するこ

とができますが、この場合は代表となる特別徴収義務者を定めて、「代表特別徴収義 務者申請書」(別紙1)を本市に提出してください。

(4) データの暗号化について

個人情報保護の観点から、データファイルは Zip 形式 (ファイルの拡張子は.zip) で 圧縮し、解凍パスワードを設定して提出してください。

解凍パスワードは、給報ディスクとは別に書面で提出してください。

(5) 提出期限

提出期限は、給与の支払いがあった年の翌年の1月31日です。 (1月31日が土曜日又は日曜日の場合は、2月第1月曜日が提出期限となります。)

(6) 提出先

提出先は京都市市税事務所法人税務担当(特別徴収担当)です。持参又は郵送により提出してください。

(7) その他の留意事項

ア 書面による給与支払報告書(個人別明細書)の提出は必要ありませんが、**総括表は、書面で作成し、給報ディスクと併せて提出してください**。

なお、給報ディスク提出後に訂正又は追加がある場合は、書面の給与支払報告書 にて提出してください。その際には、必ず朱書きで「訂正」、「追加」と明記してく ださい。

- イ 項目番号「138」の「受給者番号」欄の入力可能文字数については、本市で取り扱えるのは20桁までです。20桁を超える桁数の受給者番号を使用している場合は、20桁以内で記録してください。
 - (21桁以降に記録があった場合は、21桁以降の記録はないものとして取り扱います。)
- ウ 退職者以外で特別徴収ができない者は、必ず項目番号「134」(普通徴収)に「1」 を記録してください。
- エ 乙欄給与の該当者は、項目番号「50」(乙欄)に「1」を記録してください。 なお、本市では**乙欄適用者は普通徴収**として取り扱われます。
 - 乙欄適用者で特別徴収を希望される者が記録されている場合は、乙欄特徴対象者 リスト(別紙2)を本市に提出してください。乙欄適用者で普通徴収とする場合は、 リストの提出は不要です。
- オ 御提出いただきました給報ディスクにつきましては、本市で一定期間保管した後、 廃棄させていただきます。返却を希望される場合は、6月30日までに御連絡いた だきますようお願いします。
- カ ファイルがコンピュータウイルスに感染していないことを必ず確認してください。 また、提出媒体の破損がないよう梱包に十分注意してください。破損等によりファ イルが読取できない場合は、給報ディスクの再提出をお願いすることがあります。

キ 令和5年度税制改正により、光ディスクで給与支払報告書を提出する場合に必要とされていた「給与支払報告書の光ディスク及び磁気ディスクによる提出承認申請 (届出)書」の提出は不要となりました。

3 税額通知書の作成及び送付

書面により市・府民税特別徴収税額の決定通知書を5月31日までに送付いたします。 令和6年度から、eLTAXで給与支払報告書を提出されますと、特別徴収税額通知 (特別徴収義務者用・納税義務者用)の受取方法として、それぞれ電子データ又は書面のいずれかを選択することができるようになりました。それに伴い、光ディスクで給与支払報告書を提出いただいた事業所にお送りしていた特別徴収税額通知の内容を収録したディスクの送付を終了いたしました。光ディスクで給与支払報告書を提出されますと、特別徴収税額通知の受取方法は書面のみとなります。

※電子データでの受け取りは、正本データのみです。

4 受給者番号変更ディスクの作成及び提出

(1) 受給者番号変更ディスクについて

受給者番号変更ディスクとは、給報ディスク提出後において人事異動等(退職・転動を除く)により、受給者番号欄(項目番号「138」)に記録されている社員コードや所属コードなどに変更が生じた場合に旧番号を新番号に変換するためのものです。

本市独自のものであり、提出は任意ですが、このディスクを提出した場合は、市・ 府民税特別徴収税額の決定通知書(書面)を新番号による受給者番号順で作成します。 なお、旧番号、新番号共に入力できるのは**20桁まで**です。

(2) 提出の申込等

新たに受給者番号変更ディスクの提出を希望される場合は、**1月末日まで**に京都市 市税事務所法人税務担当(特別徴収担当)まで御連絡ください。

また、給報ディスク及び受給者番号変更ディスクの作成にあたっては、必ず受給者 番号(旧番号、新番号共に)の重複がないように注意してください。

(3) 受給者番号変更ディスクの提出対象者

給報ディスク提出後、人事異動等により受給者番号に変更のあった方のみとします。

(4) 記録に使用する光ディスク

記録に使用する光ディスクは、貴事業所で御用意ください。 なお、光ディスクは正本と副本(各1枚、計2枚)を作成し提出してください。

(5) 受給者番号変更ディスクの提出

受給者番号変更ディスクは**4月15日(閉庁日の場合は翌開庁日)まで**に 京都市市税事務所法人税務担当(特別徴収担当)に提出してください。

受給者番号変更ディスクを提出する場合は、給報ディスクと区別するため、レーベ

ル面又は外部ラベルに「受給者番号変更ディスク」と記入してください。

また、受給者番号変更ディスクは、本市で一定期間保管した後、廃棄させていただきます。返却を希望される場合は、6月30日までに御連絡いただきますようお願いします。

(6) 受給者番号の変更ができなかった場合

受給者番号変更ディスクを提出いただいた給与支払者で、何らかの理由により受給 者番号を変更することができなかったものがあった場合は、エラーリスト(書面)を送 付します。

エラーリストには以下のいずれかのメッセージが表示されています。

- ア 給報ディスク内の受給者番号単位で重複している場合 「受給者番号単位でダブルになっています。」
- イ 受給者番号変更ディスクの旧受給者番号単位で重複している場合 「旧受給者番号単位でダブルになっています。」
- ウ 受給者番号変更ディスクの新受給者番号単位で重複している場合 「新受給者番号単位でダブルになっています。」
- エ 受給者番号変更ディスクの新受給者番号が既に給報ディスク内の受給者番号に存在していた場合

「新受給者番号のデータが既に存在しています。」

オ 給報ディスクの提出後に転勤、退職等の理由により旧受給者番号のデータが既に 存在しない場合

「旧受給者番号は存在しません。」

5 光ディスクの規格等

(1) 光ディスクの規格

光ディスクの規格については次のとおりとしてください。

種類	CD	DVD				
サイズ	1 2 c m	1 2 c m				
規格	CD-R	DVD-R				
記憶容量	6 5 0 M B	片面4.7GB				
フォーマット	ISO 9660(Level2)/Joliet ※					
記録形式	CSV (カンマ区切形式)					
記録コード	シフトJIS					
漢字水準	準及び第2水準					

※書き込みは、ディスクアットワンス(シングルセッション)方式とする。

(2) ファイルの仕様等

ア レコード形式

可変長とします。

イ ファイル名

給報ディスク、受給者番号変更ディスクとも、「指定番号.txt」と記録してください。

(例) 指定番号が「180001」の場合 「180001.txt」と記録します。

6 レコードの内容及び作成要領

下記 各ディスクのレコード内容及び作成要領については、次ページ以降に記載します。

(税制改正等で変更となる場合があります。)

- ・ 給与支払報告書ディスク
- ・ 受給者番号変更ディスク

7 様式等一覧

別紙1 代表特別徵収義務者申請書

別紙2 乙欄特徴対象者リスト

・ 給与支払報告書ディスク

1 レコード内容及び作成要領

項番	項目名		7	力文字基準	記録要領				
1	法定資料の	種類	半角	3 文字	「315」を記録する。				
2	整理番号 1		半角	10 文字	税務署から連絡されている「整理番号1(10桁の数字)」を記録する(記録を省略しても差し支えない。)。				
3	本支店等区分番号		半角	5 文字以内	税務署に連絡した本店及び支店等の各提出義務者を区分する番号(一連番号、支店番号等)を記録する。				
4	提出義務者の 在地	D住所 (居所) 又は所	全角	60 文字以内	提出義務者の住所(居所)又は所在地を記録する。				
5	提出義務者	の氏名又は名称	全角	30 文字以内	提出義務者の氏名又は名称を記録する。				
6	提出義務者	の電話番号	半角	15 文字以内	提出義務者の電話番号を記録する。 (例)「03-1234-5678」、「03(1234)5678」				
7	整理番号 2		半角	13 文字	税務署から連絡されている「整理番号2(13 桁の数字)」を記録する(記録を省略しても差し支えない。)。				
8	提出者の住所 (居所) 又は所在地		全角	60 文字以内	記録を省略する。				
9	提出者の氏名又は名称		全角	30 文字以内	記録を省略する。				
10	訂正表示		半角	1 文字	提出済みの誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、それ以外の場合 には「0」を記録する。				
11	年分		半角	2 文字	支払の確定した年を和暦で記録する。				
					なお、元年~9年については、前ゼロを付加して「01」~「09」と記録する。				
12		住所又は居所	全角	60 文字以内	支払を受ける者の住所又は居所を記録する。				
13	支払を受ける者	国外住所表示	半角	1 文字	支払を受ける場合の住所又は居所が国内である場合には「0」を、国外である場合には「1」を記録する。				
14	. 17 0 1	氏名	全角	30 文字以内	支払を受ける者の氏名を記録する。				
15		役職名	全角	15 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。				
16	種別		全角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。				
17	支払金額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。 (注)未払金額を含む。				
18	未払金額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。				
19	給与所得控除後の給与等の金 額(調整控除後)		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。				
20	所得控除の	額の合計額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。				
21	源泉徴収税	額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。 (注)未徴収税額を含む。				

項番	項目名			ノ	力文字基準	記録要領	
22	未徴収税額	į		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。	
23	(源泉)控除対象配偶者の有無			半角	1 文字	書面による場合の記載に準じて記録する。 主たる給与等において、控除対象配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源 泉控除対象配偶者)を有する場合には「1」、それ以外の場合には「2」を記録する。 また、従たる給与等において、源泉控除対象配偶者を有する場合には「3」、それ以外の 場合には「4」を記録する。	
24	老人控除対	象配偶者		半角	1 文字	老人控除対象配偶者を有する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。	
25	配偶者(特	別) 控除	の額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。	
26		特定	主	半角	2 文字以内	控除対象扶養親族の数を特定、老人、その他の区分及び主たる給与等と従たる給与等の区	
27			従	半角	2 文字以内	分に応じ、書面による場合の記載に準じて記録する。	
28	控除対象	老人	主	半角	2 文字以内		
29	技 技 養親族	7L/C	上の内訳	半角	2 文字以内		
30	の数		従	半角	2 文字以内		
31		その他	主	半角	2 文字以内		
32		従		半角	2 文字以内		
33	障害者の特別障害者		害者	半角	2 文字以内	障害者の数を特別障害者とその他の障害者の区分に応じ、書面による場合の記載に準じ	
34	数	上の内記	尺	半角	2 文字以内	て記録する。	
35		その他		半角	2 文字以内		
36	社会保険料	等の金額	į	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。	
37	上の内訳			半角	10 文字以内	社会保険料等の金額の内訳を書面による場合の記載に準じて記録する。	
38	生命保険料			半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。	
39	地震保険料			半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。	
40	住宅借入金			半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。	
41	旧個人年金		金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。	
42	配偶者の合			半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。	
43	旧長期損害	保険料の	金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。	
44			元号	半角	1 文字	受給者の生年月日の元号、年、月及び日を記録する。この場合、元号については、昭和は	
45	受給者の生年月日		年	半角	2 文字	「1」、大正は「2」、明治は「3」、平成は「4」、令和は「5」、その他は「9」を記録し、また	
46			月			「年」、「月」及 び「日」については、それぞれ別項目で 2 桁を使用し、1 桁の場合は前ゼ	
47			日	半角	2 文字	□ ロを付加して記録する。 (例)「平成元年 9 月 30 日 → 4,01,09,30」	
48				半角	1 文字	記録を省略する。	
49	未成年者			半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。	
50	乙欄適用			半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。	

項番				7	力文字基準	記録要領
51	本人が	特別障害者		半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
52		その他の障害	手者	半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
53	老年者			半角	1 文字	記録を省略する。
54	寡婦			半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
55	寡夫			半角	1 文字	記録しないでください。
56	勤労学	生		半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
57	死亡退職			半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
58	災害者			半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
59	外国人			半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
60	H \\	中途就職・退職	の区分	半角	1 文字	中途就・退職の区分及びその年月日を記録する。この場合、中途就・退職の区分は、中途
61	中途	年		半角	2 文字	」就職の場合には「1」、中途退職の場合には「2」、それ以外の場合には「0」を記録する。
62	就•退 職	月		半角	2 文字	」 また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は
63	月取	日		半角	2 文字	前ゼロを付加して記録する(「年」については和暦とする。)。
					(例)「令和 4 年 9 月 30 日 → 04,09,30」	
64	住所(居所)又は所在地			60 文字以内	他の支払者の住所(居所)又は所在地を記録する。	
65	他の	国外住所表示の		半角	1 文字	他の支払者の住所(居所)又は所在地が国内である場合には「0」を、国外である場合に
	去+/			A #	00 10-011	は「1」を記録する。
66	者	氏名又は名称		全角	30 文字以内	他の支払者の氏名又は名称を記録する。
67		給与等の金額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
68	- -	徴収した金額	- Joly Att	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
69		控除した社会保	険料の	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
7.0	《公本书	金額	六 华 <u>工</u>	V. A.	10 本会以中	サブ)ととフリクの気料)と海ャイラロトフ
70	災害者	に係る徴収猶予和		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
71	他の支	払者のもとを退	<u>年</u> 月	半角	2 文字	書面による場合の記載に準じて記録する。
72	職した			半角	2 文字	」 また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は ┃ 前ゼロを付加して記録する(「年」については和暦とする。)。
73			日	半角	2 文字	(例)「令和 4 年 9 月 30 日 → 04,09,30」
74	企 字件	入金等特別控除	左	半角	2 文字	年末調整の際に所得税における住宅借入金等特別控除(以下「住借控除」という。)の適
75	4			半角	2 文字	日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、
10	等適用家屋居住年月日 月 (1回目) 日		十円	2 义士	」	
76			半角	2 文字	前ゼロを付加して記録する(「年」については和暦とする。)。	
					(例)「平成 28 年 9 月 30 日 → 28,09,30」	
			 		年末調整の際に所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該控除の適用数を記録	
77	住字供	入金等特別控除過	商田数	半角	1 文字	十个調金の家に内特性におりる圧間全家の適用を支ける場合、 当成生家の適用数を記録しする。
''		ン <u>・777</u> - 44 JA YA 11 工 はいか	四/11/50人			9 00 1
						は「2」を記録する。
	l			L		103 C HONG / WO

項番	項目名)	力文字基準	記録要領
78	住宅借入金等特別控除可能額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
79	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	半角	2 文字	住宅の新築・購入又は増改築の区分により、次の番号を記録する。 租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項又は第 5 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「04」を記録する。 なお、租税特別措置法第 41 条第 5 項又は同法第 41 条の 3 の 2 第 18項こ規定する特定取得に該当する場合で、同法第 41 条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項又は第 8 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項、規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第 41 条第 3 の 2 第 1 項、規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第 41 条第 3 項に規定する特別時定取得に該当する場合及び同法第6条の2第2項に規定する特別特例取得に該当する場合及び同法第6条の2第2項に規定する特別特例取得に該当する場合を含む。)で、同法同条第3項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録する。 また、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条の2に規定する特例特別特例取得に該当する場合は、租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「31」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「34」を記録する。 おって、租税特別措置法第 41 条第 18項に規定する特別居住用家屋又は同法同条第 19 項に規定する特別認定住宅等に該当する場合、に同法司条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、同法司条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、同法司条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、同法司条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、同法司条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、同法司条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、同法司条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「42」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「44」を記録してください。 なお、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1 回目の所得税における住借控除の適用について記録する。
80	住宅借入金等の額(1回目)	半角	8 文字以内	租税特別措置法第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 5 項又は第 8 項に規定にする増改築等住宅借入金等の金額を記録する。また、住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1 回目の所得税における住借控除の適用について、租税特別措置法第 41 条第 1 項、第10 項、第13項若しくは第 16 項又は同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 5 項若しくは第 8 項に規定する(特定増改築等)住宅借入金等の金額を記録する。

項番	項目名		7	力文字基準	記録要領						
81	住宅借入金等特別控除	年	半角	2 文字	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2回 目の所得税における住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を記録する。						
82	子阿川沙压川上川日		半角	2 文字	また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は						
83	(2 回目)	日	半角	2 文字	前ゼロを付加して記録する(「年」については和暦とする。)。 (例)「平成 28 年 9 月 30 日 → 28,09,30」						
84	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	(i)	半角	2 文字	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2 回目の所得税における住借控除の適用について、次の番号を記録する。租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項又は第 5 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の 被災者の家屋の再取得の場合は「04」を記録する。 なお、租税特別措置法第 41 条第 5 項又は同法第 41 条の 3 の 2 第 18項に規定する特定取得に該当する場合で、同法第 41 条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法司条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 5 項又は第 8 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「12」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 5 項又は第 8 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」、同法第41条第14項に規定する特別特定取得に該当する場合(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条第5項に規定する特例取得に該当する場合及び同法第6条の2第2項に規定する特別特例取得に該当する場合を含む。)で、同法同条第13項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第16項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録する。また、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条の2に規定する特例特別特別は「24」、同法司条第 10 項に規定する任宅借入金等を有する場合の特別控除は「31」、同法司条第 10 項に規定する特例認定住宅等に該当する場合、同法司条第1項に規定する特別居住用家屋又は同法司条第 19 項に規定する特例認定住宅等に該当する場合、同法司条第1項に規定する性名借入金等を有する場合の特別控除は「41」、同法同条第 10 項に規定する特例認定住宅等に該当する場合の特別控除は「44」を記録する。						
85	住宅借入金等の額(2 🛭	可目)	半角	8 文字以内	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2回目の所得税における住借控除の適用について租税特別措置法第41条第1項、第10項、第13項若しくは第16項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項の規定により所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該規定に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記録する。						

項番	項目:	 名	7	力文字基準	記録要領
86	摘要		全角	65 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。 住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合には、3 回目以降の新築・購入又は増改築の区分を「住借区分(何回目)××」、所得税における住借 控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を「住借控除居住年月日(何回目)××年 ××月××日」、住宅借入金等の額を「住借額(何回目)×××円」と記録する。
87	新生命保険料の会	· 额	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
88	旧生命保険料の金		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
89	介護医療保険料の	の金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
90	新個人年金保険料	斗の金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
91	16 歳未満扶養親	族の数	半角	2 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する
92	国民年金保険料等	等の金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
93	非居住者である親	規族の数	半角	2 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
94	提出義務者の個 <i>)</i> 番号	人番号又は法人	半角	13 文字以内	提出義務者の個人番号(12 桁の数字)又は法人番号(13 桁の数字)を記録する。
95	支払を受ける者の個人番号		半角	12 文字	支払を受ける者の個人番号(12 桁の数字)を記録する。
96		フリガナ	全角	30 文字以内	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者)の氏名のフリガナを記録する。
97	(源泉・特別) 控 除対象配偶者	氏名	全角	30 文字以内	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者)の氏名を記録する。
98		区分	半角	2 文字	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
99		個人番号	半角	12 文字	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者)の個人番号(12 桁の数字)を記録する。
100		フリガナ	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族(1)の氏名のフリガナを記録する。
101		氏名	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族(1)の氏名を記録する。
102	控除対象扶養親 族(1)	区分	半角	2 文字	控除対象扶養親族(1)が非居住者で30歳未満又は70歳以上の場合には「01」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者の場合には「02」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ障害者の場合には「03」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を38万円以上受けている者の場合には「04」、それ以外の場合には「00」を記録する。
103		個人番号	半角	12 文字	控除対象扶養親族(1)の個人番号(12 桁の数字)を記録する。

項番	項目	 名	7	力文字基準	記録要領
104		フリガナ	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族(2)の氏名のフリガナを記録する。
105		氏名	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族(2)の氏名を記録する。
106	控除対象扶養親	区分	半角	2 文字	控除対象扶養親族(2) が非居住者で30歳未満又は70歳以上の場合には「01」、非居住者で
	族(2)				30歳以上70歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者の場合には「02」、
	JJX (2)				非居住者で30歳以上70歳未満かつ障害者の場合には「03」、非居住者で30歳以上70歳未満か
					つ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるた
					めの支払を38万円以上受けている者の場合には「04」、それ以外の場合には「00」を記録す
		<i>I</i> → 1 → 1	\1. 		5.
107		個人番号	半角	12 文字	控除対象扶養親族(2)の個人番号(12 桁の数字)を記録する。
108		フリガナ	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族(3)の氏名のフリガナを記録する。
109		氏名	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族(3)の氏名を記録する。
110		区分	半角	2 文字	控除対象扶養親族(3) が非居住者で30歳未満又は70歳以上の場合には「01」、非居住者で
	控除対象扶養親 族(3)				30歳以上70歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者の場合には「02」、
) 佚(3)				非居住者で30歳以上70歳未満かつ障害者の場合には「03」、非居住者で30歳以上70歳未満か
					つ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるた
					めの支払を38万円以上受けている者の場合には「04」、それ以外の場合には「00」を記録す
					る。
111		個人番号	半角	12 文字	控除対象扶養親族(3)の個人番号(12 桁の数字)を記録する。
112		フリガナ	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族(4)の氏名のフリガナを記録する。
113		氏名	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族(4)の氏名を記録する。
114	控除対象扶養親	区分	半角	2 文字	控除対象扶養親族(4)が非居住者で30歳未満又は70歳以上の場合には「01」、非居住者で
	族(4)				30歳以上70歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者の場合には「02」、
					非居住者で30歳以上70歳未満かつ障害者の場合には「03」、非居住者で30歳以上70歳未満か
					つ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるた
					めの支払を38万円以上受けている者の場合には「04」、それ以外の場合には「00」を記録す
					る。
115		個人番号	半角	12 文字	控除対象扶養親族(4)の個人番号(12 桁の数字)を記録する。
116		フリガナ	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(1)の氏名のフリガナを記録する。
117	16 歳未満の扶	氏名	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(1)の氏名を記録する。
118	養親族(1)	区分	半角	2 文字	16 歳未満の扶養親族(1)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
119		個人番号	半角	12 文字	16 歳未満の扶養親族(1)の個人番号(12 桁の数字)を記録する。

項番	項目	名	ノ	力文字基準	記録要領					
120		フリガナ	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(2)の氏名のフリガナを記録する。					
121	16 歳未満の扶	氏名	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(2)の氏名を記録する。					
122	養親族(2) 区分		半角	2 文字	16 歳未満の扶養親族(2)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場					
					合には「00」を記録する。					
123		個人番号	半角	12 文字	16 歳未満の扶養親族(2)の個人番号(12 桁の数字)を記録する。					
124		フリガナ	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(3)の氏名のフリガナを記録する。					
125	16 歳未満の扶	氏名	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(3)の氏名を記録する。					
126	養親族(3)	区分	半角	2 文字	16 歳未満の扶養親族(3)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。					
127		個人番号	半角	12 文字	16 歳未満の扶養親族(3)の個人番号(12 桁の数字)を記録する。					
128		フリガナ	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(4)の氏名のフリガナを記録する。					
129	 16 歳未満の扶	氏名	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(4)の氏名を記録する。					
130	養親族(4)	区分	半角	2 文字	16 歳未満の扶養親族(4)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場					
	I AND AND COLOR				合には「00」を記録する。					
131	個人番号		半角	12 文字	16 歳未満の扶養親族(4)の個人番号(12 桁の数字)を記録する。					
132	5 人目以降の控隊	余対象扶養親族	全角	100 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。					
	の個人番号									
133	5 人目以降の 16 🥫	歳未満の扶養親	全角	100 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。					
	族の個人番号									
134	普通徴収		半角	1 文字	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。					
135	青色専従者		半角	1 文字	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。					
136	条約免除		半角	1 文字	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。					
137	支払を受ける者の	つフリガナ	半角	60 文字以内	支払を受ける者の氏名のフリガナを記録する。					
138	受給者番号		半角	20 文字以内	支払者(特別徴収義務者)において受給者に付設した番号を記録。京都市は20桁を					
100	III de de la		\V \tau	0 -1-1-7	限度とする。					
139	提出先市町村コード		半角	6 文字	京都市の市町村コード「261009」を記録する。					
140	指定番号		半角	12 文字以内	京都市において指定した前年度の特別徴収義務者番号(6桁)を記録する。 (前年度の指定番号がない場合には、記録を省略する。)					
141	基礎控除の額		半角	10文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。					
142	所得金額調整控隊	余額	半角	10文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。					
143	ひとり親		半角	1文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。					

- 2 各項目の記録に当たっての留意事項
- (1) 各項目共通
- ① 半角文字の「, (カンマ)」は、各項目の区切り以外には使用しない。

<例> 法定資料の項目 ×1,200,000 ○1200000

② 記録すべき事項がない項目については記録を省略して区切りを表す「, (カンマ)」を記録する (CSV 形式では必ず「, (カンマ)」で各項目が区切られていなければならない。)

<例> 半角の項目が記録不要の場合・・・・・ 前の項目,,後の項目

- (2) 住所、居所又は所在地
- ① 都道府県名から順次記録する。

ただし、都道府県名については省略しても差し支えない。

- <例>○東京都中央区銀座1-1-1
 - ○中央区銀座1-1-1
 - ○大阪市中央区大手前2-2-2
 - \times 中央区大手前 2-2-2 ⇒ 大阪市中央区大手前 2-2-2
 - (注) 政令指定都市については、市名を省略しない。
- ② 正式な町名にカナが含まれている場合を除き、漢字で記録する。
 - <例>×名古屋市港区アキハ1-1-1 ⇒名古屋市港区秋葉1-1-1
 - ×名古屋市港区あきは1-1-1 ⇒名古屋市港区秋葉1-1-1
 - ○名古屋市港区いろは町2-2-2
- ③ ~県、~市、~村等の「県」「市」「村」等の文字については省略しない。また、句読点等によって代替しない。
 - <例>×神奈川 横浜 港北 新横浜 1-1-1
 - ×神奈川、横浜、港北、新横浜、1-1-1
 - ○神奈川県横浜市港北区新横浜1-1-1

4	④ 都道府県、市町村、字等の区切りは不要であるが、全角スペース 1 文字分の	区切りがあっても差し支えない。
	<例>○神奈川県横浜市港北区新横浜1-1-1 ○神奈川県□横浜市□港北区□新横浜□1-1-1 ×神奈川県、横浜市、港北区、新横浜、1-1-1 ×神奈川県□□横浜市□□港北区□□新横浜□□1-1-1	
	(注)「□」は、スペース1文字分を表す。	
_	⑤ 住所の記載に当たって、「丁目」「番地」「号」等の文字の代わりに記号を使用する場合号は使用しない。	は、「一」「~」「・」(全角)を使用することができるが、それ以外の言
	<例>○千代田区丸の内1-1-1 ○千代田区丸の内1~1~1 ×千代田区丸の内1, 1, 1	
(3) (1)	⑥ 様方や気付は、この項目に記録し、氏名又は名称の項目には記録しない。 ⑦ 郵便番号は記録しない。 (3) 氏名又は名称 ① 個人の姓と名の区切りには、全角スペース 1 文字分を記録する。ただし、区切りな ② 個人の肩書等は記録しない。	ぶない場合は、そのままでも差し支えない。
	<例>×税理士 総務 太郎 ⇒ ○総務 太郎	
3	③ 法人の代表者名等は記録しない。	
	<例>×総務産業株式会社 代表取締役 総務 太郎 ⇒ ○総務産業株式会社	
4	④ 法人の組織名には必ずカッコ(全角)を付す。	
	⟨例⟩ ○ 総務産業(株) ○ (株)総務産業 ○ 総務産業(株) ○ 株)総務産業	

 \times

 \times

総務産業 株)

総務産業/株

X

X

(株 総務産業

株、総務産業

組織名	略称						
	漢字	カナ					
株式会社	株、KK	カ、カブ					
有限会社	有、UK	ユ、ユウ					
合資会社	資	シ					
合名会社	名	メ、メイ					
医療法人	医	イ					
協同組合	協	キョウ					
農業協同組合	農	ノウ					
漁業協同組合	漁	ギョ					

組織名	略 称		
	漢字	カナ	
企業組合	企、企業	キ、キギョウ	
組合連合会	組連	クミレン	
財団法人	財	ザイ	
社団法人	社	シャ	
社会福祉法人	福	フク	
宗教法人	宗	シュウ	
学校法人	学	ガク	

(4) 外字の取扱い

JIS 第 1 水準及び第 2 水準以外の漢字、カナ、記号等(以下「外字等」という。)及び半角文字は、次のとおり取扱う。

- ① 半角文字のカナ、英数字、記号、丸付き数字、カッコ付き漢字等は、JIS 第 1 水準及び第 2 水準の全角文字に変換する。
- ② 人名等に使用されている漢字等で、他の文字に変換できないものが含まれている場合には、原則として、その人名等をカナで記録する。
- ③ 外字がいわゆる異字体又は旧字体の場合で、それらを統一文字又は新字体に変換できるものは、それぞれの文字に変換する。

<例 $> 「<u>德</u>田」 <math>\rightarrow$ 「<u>徳</u>田」 「<u>齎</u>藤」 \rightarrow 「<u>斉</u>」

- 3 光ディスクの提出に当たっての留意事項
- (1) 光ディスクの提出の際には、正本・副本の両方を提出する。
- (2) 提出する光ディスクのレーベル面には、次の事項を油性のフェルトペン等で記載する。
- ※ 筆先の硬い筆記用具は使用しない。

【記載事項】

- (ア) 提出先市町村名 (イ) 提出者名
- 出者名 (ウ) 提出者住所
- (エ) 個人番号又は法人番号

- (オ) 指定番号
- (カ) 提出件数
- (キ) 提出年月日
- (ク) 正本・副本の区別

- (ケ) 総枚数及び一連番号
- (3) 提出された光ディスクは返却しない。
- (4) 提出の際には、ファイルがコンピュータ・ウイルスに感染していないことを十分に確認する。

・ 受給者番号変更ディスク レコード内容及び作成要領

項目番号	項目名	入力文字基準	作 成 要 領
1	指定番号	半角・12 文字以内	京都市において設定した前年度の特別徴収
			義務者の指定番号(6桁)を記録します。
2	旧受給者番号	半角・20 文字以内	貴事業所において支払を受ける者に付設し
			た番号(所属、従業員コード等)を20桁を限
			度として記録します。
3	新受給者番号	半角・20 文字以内	貴事業所において支払を受ける者に新たに
			付設した番号(所属、従業員コード等)を
			20 桁を限度として記録します。

代表特別徵収義務者申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
代表となる特別徴収義務者の住所又は所在	代表となる特別徴収義務者の氏名又は名称
地	法人番号
	代表者氏名
	この申請について応答できる方の所属及び氏
	名
	(電話)

次の関連会社について、当社(私)を代表特別徴収義務者と定め、当社(私)が提出すべき給与支払報告書の光ディスクと併せて同一のディスクにより提出したいので申請します。

(代表特別徴収義務者を定めた際の注意点)

給報ディスクは、提出する関連会社ごとにデータファイルを作成し、各ファイルを1枚のディスクにまとめて記録したものを提出してください。

代表特別徴収義務者申請書(継続用紙)

枚のうち 枚目

杜田地市 羊沙土			間 本 人 4 公 の 夕 升
特別徴収義務者	住所又は所在地(法人番号)		関連会社等の名称
指定番号			代 表 者 氏 名
			関連会社等の名称
			代表者氏名
	(法人番号)	
			関連会社等の名称
			代表者氏名
	(法人番号)	
			関連会社等の名称
			代表者氏名
	(法人番号)	
			関連会社等の名称
			代表者氏名
	(法人番号)	
			関連会社等の名称
			代表者氏名
	(法人番号)	
			関連会社等の名称
			代表者氏名
	(法人番号)	
			関連会社等の名称
			代表者氏名
	(法人番号)	
			関連会社等の名称
			代表者氏名
	(法人番号)	
			関連会社等の名称
			代表者氏名
	(法人番号)	
			関連会社等の名称
			代表者氏名
	(法人番号)	

乙欄特徴対象者リスト

以下の対象者について、乙欄適用者ですが、特別徴収の取扱いを希望します。

対象者名	生年月日	住所

※枠数が不足する場合は、この用紙をコピーして提出してください。